

福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、本県への観光客の誘客促進を図るため、令和7年4月～11月の期間において、本県への個人型旅行商品を造成（以下「事業」という。）する旅行会社に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象及び補助額については別表1で定める。

(申請書の様式等)

第3条 補助金の申請をしようとする者は、事業を実施する日の14日前までに、次に掲げる書類を県に提出しなければならない。複数の商品について申請を行う場合は、商品ごとに申請を行うものとする。

- (1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (3) 当該旅行に係る広告媒体案の写し
- (4) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等）
- (5) ツアー行程表

2 補助金の申請をしようとする者は、前項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更の申請)

第4条 交付決定の通知を受けた後に申請の内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに次の書類を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金変更（中止）承認申請書（第2号様式）
- (2) 事業変更計画書（第2号様式別紙） ※変更の場合のみ
- (3) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等） ※変更の場合のみ
- (4) ツアー行程表 ※変更の場合のみ

2 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

(申請を取り下げることができる期日)

第5条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第6条 補助事業を実施した者は、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して30日以内までに県へ提出しなければならない。

(1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金実績報告書(第3号様式)

(2) 事業実績報告書(第3号様式別紙)

(3) 当該旅行に係る広報媒体の写し

※旅行会社名と販売価格が表記されているもの

(4) 広告宣伝経費が確認できる資料(領収書等の写し)

(5) 参加人員が記載された最終ツアー行程表 ※ツアーが催行された場合のみ

(6) ツアー不催行の理由書 ※ツアーが催行されなかった場合のみ。任意様式

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、県から補助金額の確定通知を受けたときは、福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金交付請求書(第4号様式)を速やかに県へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 県は、補助金の交付を受けた者が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助対象者

旅行業法第3条により旅行業の登録を受けている者。

2 補助対象事業

以下の要件を全て満たす個人型旅行商品とする。

- (1) 福島県内に1泊以上宿泊するもの。
- (2) 令和7年4月1日～令和7年11月30日までに出発帰着する旅行商品であること。
- (3) 国及び地方公共団体の補助を受けて造成を行ったツアーでないこと。
- (4) 「福島県内周遊貸切バス借上支援事業」との併用は不可とする。

3 補助対象経費及び補助額

(1) 補助対象経費

- ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、WEB等の媒体への広告掲載費
- ・ホームページで広告を行う場合のページ制作費
- ・チラシ、ポスター等の制作費
- ・DM等の発送費
- ・その他広告宣伝を実施するため直接必要となる経費

(2) 補助額

1商品当たりの補助額は、補助対象経費の合計額（消費税抜き）とし、200,000円を上限とし、1事業者あたり1回限りとする。